

浜松市スーパーシティに関する事業者候補 募集要項

第1章 募集概要

1 募集概要

(1) 件名

スーパーシティに関する事業者候補の募集

(2) 目的

浜松市では、令和元年10月に「デジタルファースト宣言」を行い、デジタルの力を最大限に活かした持続可能な都市づくりの推進を掲げ、デジタル・スマートシティによる「市民QoL（生活の質）の向上」と「都市の最適化」の実現を目指して取り組んでいます。

国では、住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指し、生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供、複数分野間でのデータ連携、大胆な規制改革をポイントとする「スーパーシティ構想」を掲げ、12月より「スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募」を開始しました。

本市では、デジタル・スマートシティの更なる推進につなげるため、この公募への応募に向け「データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施する事業者の候補」を広く募集します。

(3) 募集内容

以下の内容を実施する事業者を募集します。

- ① データ連携基盤整備事業
- ② 先端的サービス（AIやビッグデータなどの先端技術を活用したサービス）

※①又は②を実施、①②の両方を実施、複数の②を実施、の応募が可能です。

募集内容の詳細は、第2章「データ連携基盤整備事業を実施する事業者候補」の募集、第3章「先端的サービスを実施する事業者候補」の募集、をご参照ください。

(4) 応募要件

以下の全ての要件を満たす者（以下「事業者」）、または、その事業者で構成されたグループとします。

- ① 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていない者。
- ② 日本における法令（反社会勢力排除など）に準拠し、宗教活動・政治活動を主たる目的とする法人・団体及び浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団関係企業等でない者。

(5) 全体スケジュール

募集開始から審査終了までのスケジュールは以下のとおりです。

項目	期 日
募集開始	令和 3年 1月 6日 (水)
質問の受付期限	令和 3年 1月12日 (火) 17時必着
質問の回答	令和 3年 1月14日 (木) 13時以降
応募書類の提出期限	令和 3年 1月20日 (水) 17時必着
審査	令和 3年 1月21日 (木) ~ 2月 1日 (月)
審査結果公表	令和 3年 2月 2日 (火)

(6) 質問の受付及び回答

本要項等の内容について疑義のある場合は、以下により質問書を提出してください。

質問内容及び回答については浜松市ホームページにて公表します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

<提出方法>

別紙様式 4 を使用し、以下の提出先まで電子メールにて提出してください。

<提出期限>

令和 3年 1月 12日 (火) 17時必着

<提出先>

浜松市企画調整部企画課 担当：大野木、鈴木貴

E-mail : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※提出時のメール件名は、「【浜松市スーパーシティ質問】〇〇株式会社等」としてください。

<回答方法>

浜松市ホームページに質問及び回答内容を掲載します。

<回答日>

令和 3年 1月 14日 (木) 13時以降

(7) 選定した事業者候補の扱い

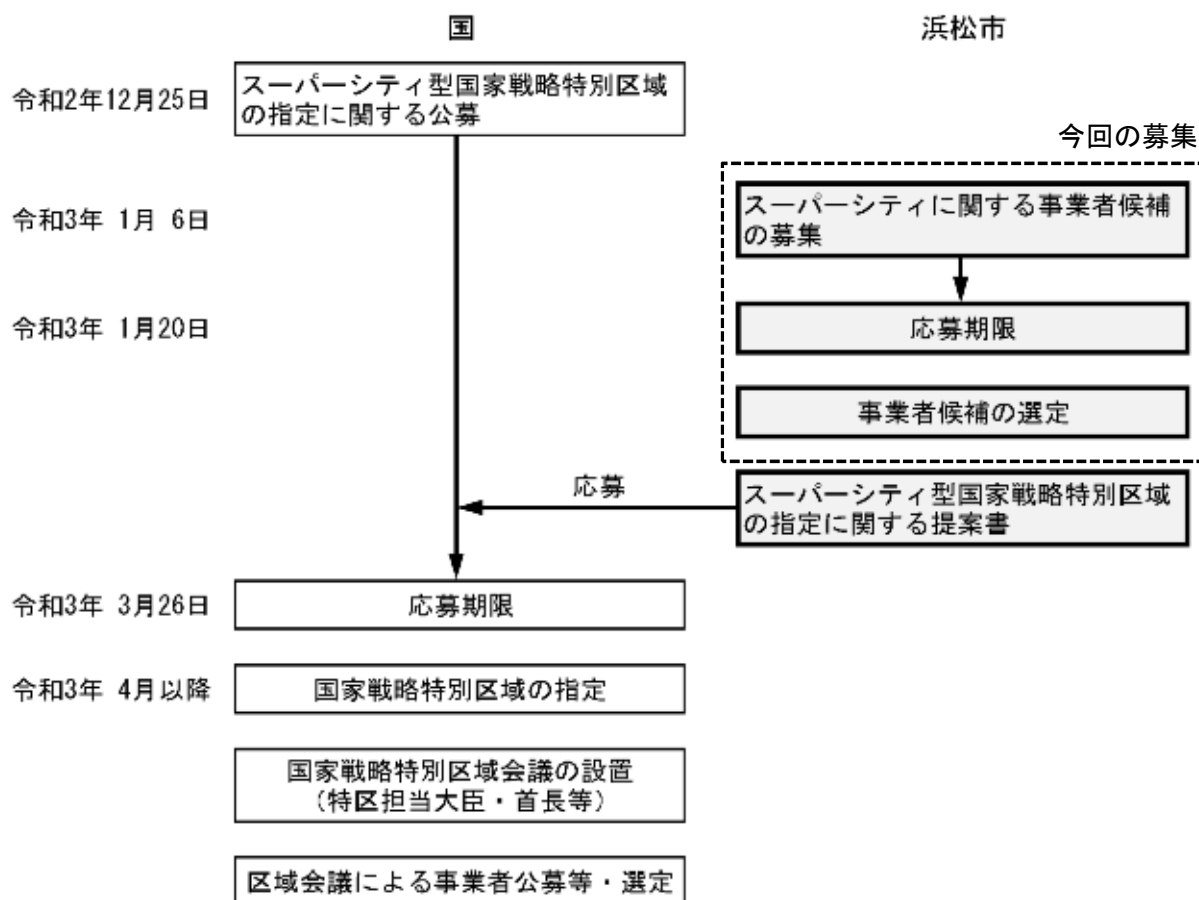
審査により選定した事業者候補は、国の「スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募」への応募に向けて本市が作成する「スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書」に企業名等を掲載し、国へ提出する予定です。本提案書の作成にあたっては、提案する事業内容や事業化スケジュールの検討等について、ご協力をお願いします。なお、応募に向けた検討等において、事業内容等を調整させていただくことがありますのでご承知ください。

(8) 留意事項

スーパーシティ型国家戦略特別区域に指定された場合は、特区担当大臣と市長等で組織する国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」）において、「データ連携基盤整備事業」及び「先端サービス」を実施すると見込まれる事業者を改めて公募等により選定し、区域会議の構成員に加え、事業を実施します。

このため、事業を実施する事業者は、本募集により選定された事業者候補と異なる場合がありますので、ご承知ください。

[国家戦略特別区域指定の流れ]



第2章 「データ連携基盤整備事業を実施する事業者候補」の募集

「データ連携基盤整備事業を実施する事業者候補」の募集内容の詳細及び応募から審査までの流れは、以下のとおりです。

1 応募方法等

(1) 募集内容

データ連携基盤整備事業を実施する事業者候補は、以下の全ての要件を満たす「データ連携基盤」を整備できる事業者とします。

- ・ 国家戦略特別区域法施行令第1条及び国家戦略特別区域法施行規則第1条の2に規定するデータ連携基盤整備事業に関する基準に適合している、又は、今後適合する見込みがあること。
- ・ 内閣府、総務省、経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則に規定するデータの安全管理に係る基準に適合している、又は、今後適合する見込みがあること。

(2) 応募方法

応募希望の方は、申込フォームから応募申込を行うとともに、以下①～⑤の応募書類を浜松市企画調整部企画課へ電子メールにて提出してください。

なお、事業提案書等は、1応募申込者につき1提案書とします。

<申込フォーム>

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/supercity/supercity_koubo.html

<応募書類>

- ① 応募申込書（別紙様式1） …代表者の印を押印した書類のスキャンデータ
- ② 会社等概要書（別紙様式2） …書類のスキャンデータ
- ③ 事業提案書（別紙様式3-1） …Microsoft Power Point データ
- ④ 事業実績書（任意様式） …書類のスキャンデータ

※提案事業に関する技術等を活用した事業の実績等が分かるもの（最大3件程度）

- ⑤ 事業実施体系図（任意様式） …書類のスキャンデータ

※各企業等の役割分担等が分かるもの（提案事業をグループで実施する場合に提出）

<提出先>

浜松市企画調整部企画課

E-mail : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※提出時のメール件名は、「【浜松市スーパーシティ応募】〇〇株式会社等」としてください。なお、受領できるファイル容量は10MB程度であるため、容量を超える場合は、企画課までご連絡ください。

<提出期間>

令和3年1月6日（水）～令和3年1月20日（水） 17時必着

(3) 事業提案書の内容

事業提案書には、以下の項目に関する内容を記載してください。

- ① データ連携基盤整備事業の概要及びシステム構成図
- ② API の公開等システム間の相互の連携及び互換性の確保の考え方
- ③ データの安全管理に係る基準への適合
- ④ 個人情報の適切な取扱いの考え方
- ⑤ 実現に向けたプロセス（スケジュール）
- ⑥ 概算費用

(4) 事業提案書作成にあたっての留意事項

事業提案書の作成にあたっては、以下の項目に留意してください。

- ① 提案書の作成は、国における以下の報告書等の内容を考慮してください。
 - ・「スーパーシティ／スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会 最終報告書」
 - ・「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」
 - ・「スマートシティセキュリティガイドライン」
 - ・「スーパーシティ／スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会」の議事内容
- ② 提案書の作成は、別紙様式 3-1 を使用してください。
- ③ 提案は、簡潔に記述してください。
- ④ イメージ図・イラスト等の使用は可能です。
- ⑤ 多色刷りは可としますが、評価においてモノクロ複写をするため、見やすさに配慮してください。

2 選定方法等

(1) 選定方法

提出された提案書等について、書類審査を実施します。

審査を行うにあたり、本市より個別に内容の確認を行う場合があります。また、本市より追加資料の提出を求められた場合は、指定のあった日時までに提出してください。

- | | |
|--------|---------------------------|
| ア) 実施日 | 令和3年1月21日(木) ~ 2月1日(月) |
| イ) その他 | 審査は、提出された事業提案書を使用して実施します。 |

(2) 評価基準

下表に定める項目に沿って点数化して評価します。

[審査基準等]

審査項目	審査基準	配点
事業実績	・スマートシティ関連分野における実績や専門知識を有しているか。	10
的確性	・データ連携基盤整備事業の概要やシステム構成等が適切な提案となっているか。 ・APIの公開等システム間の相互の連携及び互換性の確保の考え方が適切な提案となっているか。 ・データの安全管理に係る基準に適合しているか。 ・個人情報の適切な取扱いの考え方が適切な提案となっているか。	70
実現性	・プロセスが具体的であるなど、実現可能な提案となっているか。	20
合 計		100

[評価点基準]

評価	評価点
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
普通	配点×0.6
劣る	配点×0.4
大変劣る	配点×0.2

[選定基準]

審査委員の採点により、全審査委員の平均得点が最も高い提案を提出した事業者を候補として選定します。

(3) 審査委員

事業提案書の審査は、有識者等により構成される「浜松市スーパーシティ事業者候補選定委員会」にて行います。なお、会議は非公開で行います。

(4) 結果の通知、公表

事業提案書を提出した者に対し、令和3年2月2日（火）17時までに、審査結果をE-mailで通知します。また、選定した事業者候補は、浜松市ホームページ等に事業者名及び提案事業名称を公表します。

第3章 「先端的サービスを実施する事業者候補」の募集

「先端的サービスを実施する事業者候補」の募集内容の詳細及び応募から審査までの流れは、以下のとおりです。

1 応募方法等

(1) 募集内容

先端的サービスを実施する事業者候補は、以下の全ての要件を満たす「先端的サービス」を実施できる事業者とします。

なお、今後、実証実験等を行い、数年後の実現を目指す事業者の応募も可能です。

- ・本市の社会的課題の解決や市民生活の質の向上に資する取組であること。
- ・下表〔募集分野及び取組〕に示す取組のいずれかに合致すること（複数可）。
- ・取得したデータを、データ連携基盤を通じて、他の先端的サービスに活用することが想定できる取組であること。

〔募集分野及び取組〕

No	分野	取組概要
1	防災	<ul style="list-style-type: none">・リアルタイム等、災害状況の効果的な把握につながる取組。・災害関連情報の効果的な提供につながる取組。・観測データ等を活用した災害予測を行う取組。
2	交通	<ul style="list-style-type: none">・自家用車を使用した共助型サービスの導入につながる取組。・遊休モビリティ資産の活用につながる取組。・異なる交通手段の連携やデマンド型運行等に関する取組。・利用データやビーコン等で収集した人流データ等を活用した運行の効率化につながる取組。・公道における自動運転に関する取組。
3	物流	<ul style="list-style-type: none">・ドローンによる配送に関する取組。・配送車等へ設置するカメラやセンサー等により道路情報等を取得する取組。
4	医療	<ul style="list-style-type: none">・「予防・健幸都市浜松」実現に向けた取組。・健康情報（取得データ等）を活用した生活習慣病等の予防・改善に関する取組。・遠隔診療に関する取組。・IoTを活用した診療に関する取組。
5	介護	<ul style="list-style-type: none">・介護ロボット等の活用による介護従事者の負担軽減につながる取組。・センサー等で要介護者の状態・行動の把握や見守りをする取組。・遠隔によるサービス提供に関する取組。
6	服薬	<ul style="list-style-type: none">・遠隔服薬指導に関する取組。

7	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学習履歴をはじめとした教育ビッグデータを活用した取組。 ・ICT等を活用した効果的な情報提供や相談体制を構築する取組。
8	農業 林業	<ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵トラクター、ラジコン草刈機、ドローンによる農薬散布や測量、アシストスーツ着用による農作業の負担軽減など、先端技術を活用する取組。 ・AIやビッグデータを活用した付加価値の向上につながる取組。
9	環境 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・先端技術を活用した生活環境保全に関する取組。
10	他	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレスの推進につながる取組。 ・マイナンバーカードの活用につながる取組。 ・ドローンやセンサー等の活用によるインフラの老朽化対策につながる取組。 ・点群データ等の活用によるインフラ情報のデジタル管理等の取組。 ・その他、社会的課題の解決や市民生活の質の向上に資する取組。

(2) 応募方法

応募希望の方は、申込フォームから応募申込を行うとともに、以下①～⑤の応募書類を浜松市企画調整部企画課へ電子メールにて提出してください。

なお、事業提案書等は、1応募申込者につき1提案書とします。

<申込フォーム>

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/supercity/supercity_koubo.html

<応募書類>

- ① 応募申込書（別紙様式1） …代表者の印を押印した書類のスキャンデータ
- ② 会社等概要書（別紙様式2） …書類のスキャンデータ
- ③ 事業提案書（別紙様式3-2） …Microsoft Power Point データ
- ④ 事業実績書（任意様式） …書類のスキャンデータ

※提案事業に関する技術等を活用した事業の実績等が分かるもの（最大3件程度）

- ⑤ 事業実施体系図（任意様式） …書類のスキャンデータ

※各企業等の役割分担等が分かるもの（提案事業をグループで実施する場合に提出）

<提出先>

浜松市企画調整部企画課

E-mail : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※提出時のメール件名は、「【浜松市スーパーシティ応募】〇〇株式会社等」としてください。なお、受領できるファイル容量は10MB程度であるため、容量を超える場合は、企画課までご連絡ください。

<提出期間>

令和3年1月6日（水）～令和3年1月20日（水） 17時必着

(3) 事業提案書の内容

事業提案書には、以下の項目に関する内容を記載してください。

- ① 解決したい地域課題
- ② 事業内容、事業実施による効果
- ③ 事業エリア
- ④ 事業実施に必要なとなる規制・制度改革の内容（規制・制度改革がある場合）
- ⑤ 浜松市民にとってのメリット・デメリット
- ⑥ 浜松市をフィールドにすることの優位性や独自性
- ⑦ 事業実施に活用したいデータ及び保有者
- ⑧ 取得データ管理や提供の考え方
- ⑨ 個人情報の適切な取扱い及びプライバシーへの考え方
- ⑩ 実現に向けたプロセス（スケジュール）
- ⑪ 概算費用

(4) 事業提案書作成にあたっての留意事項

事業提案書の作成にあたっては、以下の項目に留意してください。

- ① 提案書の作成は、別紙様式 3-2 を使用してください。
- ② 提案は、簡潔に記述してください。
- ③ イメージ図・イラスト等の使用は可能です。
- ④ 多色刷りは可としますが、評価においてモノクロ複写をするため、見やすさに配慮してください。

2 選定方法等

(1) 選定方法

提出された提案書等について、書類審査を実施します。

審査を行うにあたり、本市より個別に内容の確認を行う場合があります。また、本市より追加資料の提出を求められた場合は、指定のあった日時までに提出してください。

ア) 実施日 令和3年1月21日（木）～2月1日（月）

イ) その他 審査は、提出された事業提案書を使用して実施します。

(2) 評価基準

下表に定める項目の審査基準への適合について評価します。

[審査基準等]

審査項目	審査基準
事業実績	・スマートシティ関連分野における実績や専門知識を有しているか。
的確性	・「浜松市デジタル・スマートシティ構想(案)」の取組みを理解し、本市の社会的課題の解決や市民生活の質の向上に資する提案となっているか。
	・取得したデータを、データ連携基盤を通じて、他の先端的サービスに活用することが想定できる提案となっているか。
	・規制・制度改革により、サービスの向上につながる提案となっているか。
	・取得データの管理や提供等の考え方が適切な提案となっているか。
	・個人情報の適切な取扱い及びプライバシーへの考え方が適切な提案となっているか。
有益性	・市民にとって、有益な提案となっているか。
	・本市をフィールドにすることの優位性や独自性が発揮されているか。
実現性	・プロセスが具体的であるなど、実現可能な提案となっているか。

[評価基準]

評価	評価	備考
審査基準を満たしていると認められる	○	
審査基準を満たしていると認められない	×	

[選定基準]

審査委員の評価により、全審査委員が審査基準を満たしていると評価した提案を提出した事業者を候補として選定します。

(3) 審査委員

事業提案書の審査は、有識者等により構成される「浜松市スーパーシティ事業者候補選定委員会」にて行います。なお、会議は非公開で行います。

(4) 結果の通知、公表

事業提案書を提出した者に対し、令和3年2月2日(火)17時までに、審査結果をE-mailで通知します。また、選定した事業者候補は、浜松市ホームページ等に事業者名及び提案事業名称を公表します。

第4章 その他

1 無効となる事業提案書

以下のいずれかに該当する提案は、無効とします。

- ① 第1章1(4)に示す応募要件を満たさない者の提案書。
- ② 第2章1、第3章1に示す応募方法等に適合しない提案書。
- ③ 虚偽の記載をした提案書。

2 事業提案書等の取扱い

- ① 事業提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。
- ② 事業提案書の著作権は、作成した者に帰属します。
- ③ 提出された事業提案書等は、本市が必要と判断する場合には、その全部を公開する場合があります。ただし、提案者の技術力やノウハウ等、公開することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とします。なお、公開する場合の事業提案書等の使用に関する費用は、無償とします。
- ④ 事業提案書等に含まれる第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

3 留意事項

- ① 手続きにおいて使用する言語は、日本語とします。
- ② 選定された事業者候補は、「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」への加入をお願いします。

4 問い合わせ先

浜松市企画調整部企画課 担当：大野木、鈴木貴

所在地：浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館5階

TEL：053-457-2241

FAX：050-3730-1867

E-mail：kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【参考】

国の「スーパーシティ構想」は、内閣府ホームページをご覧ください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercitycontents.html>